ロ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ハ　蒸発残留物（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ニ　過マンガン酸カリウム消費量（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

ホ　フェノール（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は５μg／mL以下となる。

ヘ　ホルムアルデヒド（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

②　内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ロ　ジブチルスズ化合物（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　ジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／ｇ以下となる。

ハ　クレゾールリン酸エステル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の②　クレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１㎎／ｇ以下となる。